

令和7年度船橋市立法典西小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

船橋市立法典西小学校（以下、本校）におけるいじめの防止等のための対策は、本校を中心に、児童が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行う。また、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、教育委員会、地域社会、保護者、家庭その他の関係者と連携の下、対策に取り組む。

(2) いじめの定義

本校において「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態としては、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。背景にある事情の調査、児童の感じる被害性への着目から、いじめに該当するか判断。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また、児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。

(4) いじめが解消している状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、以下2つの条件が満たされているものをいう。

- 1つ目は、いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月間継続していること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。

- 2つ目は、被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

被害者本人や保護者への面談など心身の苦痛を感じていないか確認すること。

※いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめの理解

国の基本方針に基づき、本校ではいじめについて以下の①～④の視点を持つ。

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(6) 本校及び本校の教職員の役割

本校及び本校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) 学校いじめ対策組織について

本校では、いじめへの対応に当たり、教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うため、生徒指導上の課題に関して組織的に対応している「生徒指導部会」を「校内いじめ防止対策委員会」として、いじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させる。組織の概要は、以下のとおりである。

〈構成員〉

管理職、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、長欠担当、専科、養護教諭、各学年の生徒指導担当教員とする。

ただし、事案の内容によっては学年主任も参画する。（重大事態防止対策委員会）

〈いじめ防止等の関わる活動〉

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

〈開催〉

月1回。いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開く。

※「緊急会議」には、上記の構成員に加えて、関係学年主任、担任、関係学年の教職員、その他必要に応じて、教務主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが参加する。

(2) いじめの未然防止について

- 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を深める。
- 学校全体で暴力や暴言を排除する。
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開（児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）し、児童の自己有用感を高める授業づくりに努める。
- いじめを誘発する可能性のある過度の競争意識、勝利至上主義等は、教育活動に取り入れない。
- 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育の充実を進める。
- 道徳の時間の題材や映像教材を通じ、児童がいじめ問題を主体的に考えることができる機会を設ける。
- 「いじめゼロ宣言」を教室に掲示し、年度初めに「4つの勇気」について学級で確認する。
- 児童間で問題が起こった際は、その都度、児童がとった行動についてふり返らせ、原因を児童自身が把握し、解決できるよう支援する。
- 配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性別違和や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災・避難している児童等）については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- 学級活動や児童会活動等で、児童からいじめ問題に対しての取組を実施したいと提案があった際は、円滑に活動を進められるよう支援する。
- 教職員の言動が、児童に大きな影響を与えることを十分に認識して、適切に児童と接する。

(3) いじめの早期発見について

- いじめの状況把握のため、学校生活アンケートを月1回程度実施する（5月、6月、7月、10月、11月、12月、2月、3月の第1週に行う）。また、アンケートの結果を受け、教育相談を実施する。
- 週1回の相談日を設け、児童及び保護者が相談をしやすい環境整備と雰囲気づくりを行う。
- いじめの相談・通報を随時行えるよう、「そうだんBOX」とオンラインでのGoogleフォームを設置する。（養護教諭が確認後、管理職に報告する。）
- いじめの相談・通報窓口として、校内相談員（養護教諭）やスクールカウンセラー等がいることを児童へ周知させる。
- 上記の他にも、行動観察、生活ノート等を通じ、いじめの状況把握、早期発見に努める。
- 「4つの勇気」の「やめる勇気」「止める勇気」「話す勇気」「認める勇気」の大切さに気づく機会を設ける（全校放送や学年集会、学級での指導など実態に応じて行う。）

(4) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

発見者（当該児童含む）→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長

- 犯罪行為として取り扱われるいじめ等、事案によっては、警察への通報等関係機関と速やかに

連携する。

- いじめを受けた児童の安全確保を最優先に行い、徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、被害者側の意向を踏まえて対応する。
- いじめを行った児童や周辺の児童への聴き取り調査等を実施する。聴取の際は、複数の教職員で対応にあたり、いじめの事実について丁寧に聴き取り、発言等を事実と感想を分けて記す。暴言や威圧等の不適切な聴取方法は、断じて行わない。
- いじめの事実認定は、調査を十分に進めた後に、複数の教職員で行う。調査結果については、いじめを受けた児童、保護者へ情報を提供し、いじめを行った児童、保護者へいじめの事実を報告する。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための措置（スクールカウンセラーの活用、別室指導等）について、保護者と連携を図りながら、対応を進める。
- いじめを行った児童には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その際、再発防止に加え、いじめを受けた児童や通報した児童等に、圧力をかけることがないように留意する。保護者には指導上の助言を継続的に行う。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを受けた児童に苦痛を与えていることについて指導する。

（５）重大事態への対処について

「重大事態」とは、以下の場合である。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
（重大事態対策委員会）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 福祉、医療に関わる問題が生じた際は、随時、児童相談所等関係機関と連携を図る。

（６）その他

- 基本方針を、本校ホームページで公表する。
- 年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を組織的に検討し実行する。
- 保護者による学校評価の項目に次の２点を加え、適正に本校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

- 基本方針は、評価・検証に基づき、改善のための見直しを年１回、実施する。

年間計画

月	主な行事予定	いじめ防止対策
4	・着任式 ・始業式 ・入学式 ・避難訓練 ・委員会活動開始（５・６年） ・スクールカウンセラーによる講話（４年生） ・学級懇談会	・生徒指導部会 ・不登校対応研修 （講師…千葉県子どもと親のサポートセンター）
5	・一年生を迎える会 ・全校朝会 ・新体力テスト	・生徒指導部会 ・生活アンケート① ・全校朝会での講話（校長）
6	・全校朝会 ・ドレミうたごえコンサート ・土曜授業参観	・生徒指導部会 ・生活アンケート②〈学校〉 ・児童との個別面談❶（～７月）
7	・全校朝会	・生徒指導部会 ・教育相談週間 ・保護者面談(全) ・生活アンケート③
9	・全校朝会 ・秋季市民陸上大会	・生徒指導部会 ・全校朝会での講話（生徒指導主任） ・いじめ防止対策委員会(運営委)
10	・前期終業式	・生徒指導部会 ・いじめ防止対策委員会(運営委) ・生活アンケート④
11	・運動会 ・就学時健康診断 ・全校朝会 ・授業参観 ・引き渡し訓練	・生徒指導部会 ・全校朝会での講話（生徒指導主任） ・生活アンケート⑤ ・児童との個別面談❷（～１２月） ・教育相談週間
12	・全校朝会	・生徒指導部会 ・教育相談週間 ・保護者面談(希望) ・学校生活アンケート ・生活アンケート⑥
1	・全校朝会 ・席書会 ・授業参観	・生徒指導部会 ・全校朝会での講話（校長） ・学校評価

	・学級懇談会	
2	・全校朝会 ・6年生を送る会 ・ワンポイント避難訓練	・生徒指導部会 ・全校朝会での講話（生徒指導主任） ・生活アンケート⑦
3	卒業式 修了式／離任式	・生徒指導部会 （次年度に向けて、対策等見直しをはかる） ・生活アンケート⑧

（実施予定日が未定の内容）

- ・スクールロイヤーによるインターネット授業（6年）
- ・人権教室（3年）

- ・令和元年6月1日 改定
- ・令和5年2月28日 改定
- ・令和5年4月4日 改定
- ・令和6年5月24日 改定
- ・令和7年4月17日 改定